



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

規則

○秋田県財務規則の一部を改正する規則（五三・財政課）……1

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十三号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、インターネット公有財産売却システム（インターネット）を利用して県の普通財産の売払いを行うシステムをいう。（以下同じ。）による入札については、予定価格の百分の十以上の額の入札保証金を納付させなければならない。

第六十条第二項に次の一号を加える。

七 インターネット公有財産売却システムを管理する事業者の保証証書

第六十三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、落札者の入札保証金は、落札者の申出により契約保証金に充当することができる。

第七十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、インターネット公有財産売却システムによる入札に係る契約については、予定価格の百分の十以上の額の契約保証金を納付させなければならない。

第七十七条第二項第一号中「第六十条（一般競争入札の入札保証金の納付）第二項各号」を「第六十条（一般競争入札の入札保証金の納付）第二項第一号から第六号まで」に改める。

第七十九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、契約の相手方が県に納付すべき売払代金がある場合は、相手方の申出により当該契約保証金を売払代金に充当することができる。

附則第七項中「（不動産に限る。）」を削る。

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 087-661-0005
FAX 087-661-0005
E-mail: matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄